

練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱

平成24年10月19日

24練教教指第2104号

(設置)

第1条 練馬区立学校および幼稚園（以下「学校」という。）におけるいじめをはじめとした学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図るため、いじめ等対応支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援チームは、学校のいじめの実態を把握するとともに、未然防止・早期解決に向けて、つぎの各号に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの未然防止に向けた取組
- (2) いじめの早期発見に向けた取組
- (3) いじめの早期解決に向けた取組
- (4) 家庭・地域・関係機関との連携強化に向けた取組
- (5) 就学前教育への支援
- (6) その他

(組織)

第3条 支援チームは、別表に掲げる委員長、副委員長および委員をもって組織し、教育委員会が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし再任を妨げない。4月2日以降に委嘱または任命を受けた委員の任期は、委嘱または任命を受けた日からその年度の3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長は、支援チームを代表し、会議を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援チームの会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、原則年3回とし、必要に応じて臨時開催する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 支援チームの会議は、原則として公開とする。ただし、支援チームが必要と決定したときは非公開とすることができる。

(教育委員会への報告)

第7条 委員長は、協議の状況および結果について、教育委員会へ報告しなければならない。

(いじめ重大事態の対応等対応支援特別チーム)

第8条 練馬区で発生したいじめ重大事態に関する情報を適宜共有し、必要に応じて対応策を協議する。

~~委員長は、いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、専門家等によるいじめ等対応支援特別チーム（以下「特別チーム」という。）を設置する。~~

~~2 特別チームの委員は、委員長が選任する。~~

~~3 特別チームは、事故対応支援チーム、心理ケアチームおよび学校事故詳細調査委員会から構成される。~~

~~4 事故対応支援チームは、重大事態または重大事態と同種の事態に関わる調査、保護者への意思確認等を行う。~~

~~5 心理ケアチームは、重大事態等により、心理ケアを必要とする児童生徒等と面談を行い、児童生徒等のストレスの緩和や心の安定に向けた支援を行う。~~

~~6 事故対応支援チームおよび心理ケアチームによる対応については、非公開とする。~~

~~7 学校事故詳細調査委員会は、教育委員会から依頼を受け、重大事態に関わる全容解明、当該事案への対処および同種の事案の再発防止を目的として調査を行う。~~

~~8 学校事故詳細調査委員会のその他の事項については、練馬区学校事故詳細調査委員会設置要綱による。~~

~~9 前各項に掲げるもののほか、特別チームの運営について必要な事項は、委員長が定める。~~

(庶務)

第9条 支援チームの庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付 則(平成26年9月5日26練教教指第1652号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(令和3年3月23日2練教教指第4240号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和4年4月22日4練教教指第401号)

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育委員会教育長	—
副委員長	学識経験者	1名
委員	弁護士	1名
委員	警察	3名
委員	小中学校校長会	小学校1名、中学校1名
委員	幼稚園長会	1名
委員	学校生活指導担当教職員	小学校1名、中学校1名
委員	臨床心理に識見を有する者	1名
委員	児童相談所職員	1名
委員	小中学校PTA連合会が推薦する者	2名
委員	教育振興部長	—
委員	教育指導課長	—
委員	学校教育支援センター所長	—
委員	その他、委員長が必要と認める者	—